

地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例Q & A

【目次】

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の作成について

- Q1-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画とはどのようなものですか。
- Q1-2 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。
- Q1-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画を市町村のみで作成することが出来ないのはなぜですか。
- Q1-4 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、新たに作成しなければいけませんか。
- Q1-5 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画には、どのような事柄を記載することが必要ですか。
- Q1-6 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域又は準地方活力向上地域（移転型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。
- Q1-7 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。
- Q1-8 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の対象外となる地域はどこですか。
- Q1-9 地方活力向上地域を設定するにあたって、移転型事業の対象地域と拡充型事業の対象地域を同じとすることは出来ますか。
- Q1-10 拡充型事業を実施しない地域再生計画は認定されますか。
- Q1-11 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の計画期間に上限はありますか。
- Q1-12 都道府県又は都道府県及び市町村が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の認定基準は何ですか。
- Q1-13 地域再生計画の認定は取り消されることがありますか。
- Q1-14 地域再生協議会を設置する場合、他の協議会の枠組みを活用することは出来ますか。

2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について

- Q2-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。
- Q2-2 グループ通算制度の適用法人が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定申請を行う場合、通算法人連名で申請を行う必要がありますか。
- Q2-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業とはどのような事業ですか。
- Q2-4 東京23区を除く集中地域から地方活力向上地域への移転は対象となりますか。また、地方活力向上地域から地方活力向上地域への移転の場合はどうなりますか。

- Q2-5 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の事業期間に上限はありますか。
- Q2-6 特定業務施設とはどのようなものですか。
- Q2-7 令和6年度から特定業務施設の対象となる商業事業部門（一部）のために使用される事務所とはどのようなものですか。
- Q2-8 令和6年度から特定業務施設の対象となるサービス事業部門（一部）のために使用される事務所とはどのようなものですか。
- Q2-9 コールセンターは特定業務施設に該当しますか。
- Q2-10 賃借や既存施設の用途変更により特定業務施設を整備する場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の対象となりますか。
- Q2-11 建物の賃借による地方移転についても、課税の特例措置（地方拠点強化税制）の対象となりますか。
- Q2-12 特定業務施設の整備に該当する用途変更とはどのようなものですか。
- Q2-13 用途変更におけるQ2-12①の整備及び②のオフィス環境の整備にはどのようなケースが該当しますか。
- Q2-14 「サテライトオフィス」は特定業務施設に該当しますか。
- Q2-15 令和6年度地域再生法改正により、対象となる特定業務児童福祉施設は、どのような施設が対象となりますか。
- Q2-16 特定業務児童福祉施設は、従業員以外の住民も利用可能でしょうか。
- Q2-17 令和6年度地域再生法改正により、対象となる特定業務福利厚生施設は、どのような施設が対象となりますか。
- Q2-18 特定業務福利厚生施設や特定業務児童福祉施設は、特定業務施設から離れている場所で整備することは可能でしょうか。
- Q2-19 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画はいつまでに認定を受けることが必要ですか。
- Q2-20 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定基準は何ですか。
- Q2-21 移転型事業の増加従業員数に関する要件におけるみなし転勤者とはどのようなものですか。
- Q2-22 特定業務施設における従業員数は増加するものの、法人又は個人事業者全体の従業員数は減少するような場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることが出来ますか。
- Q2-23 新たに整備する特定業務施設に本社機能を有している業務施設を移転した後、引き続いて当該特定業務施設を拡張するような場合や従業員を増加させようとする場合、移転型事業と拡充型事業それぞれの認定を受けることが必要ですか。
- Q2-24 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の対象となる業種はありますか。
- Q2-25 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更申請の手続きはどのような場合に必要となりますか。
- Q2-26 中小企業者の定義は何ですか。

3 特例措置について

- Q3-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る特例措置は何ですか。
- Q3-2 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証とはどのようなものです

か。

- Q3-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、直ちに独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができますか。
- Q3-4 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証の相談窓口はどこですか。
- Q3-5 地域再生法に基づくオフィス減税とはどのようなものですか。
- Q3-6 地域再生法に基づくオフィス減税の税目は何ですか。
- Q3-7 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備した特定業務施設にかかるオフィス減税の適用を受けるためには、いつまでに建物を取得等することが必要ですか。
- Q3-8 同一の建物内に特定業務施設以外の業務施設（工場や店舗等）を有する場合、オフィス減税の対象となる設備投資額はどのように算定しますか。
- Q3-9 自治体等から補助金を受けて取得した建物等はオフィス減税の対象となりますか。
- Q3-10 令和6年度税制改正におけるオフィス減税に関する経過措置とはどのようなものですか。
- Q3-11 地域再生法に基づく雇用促進税制とはどのようなものですか。
- Q3-12 雇用促進税制で控除対象となる雇用創出の対象期間はいつですか。
- Q3-13 1つの整備計画において、新設により整備する特定業務施設に加えて、新設以外の方法により特定業務施設を整備する場合、雇用促進税制の対象となる雇用創出の対象期間はどうなりますか。
- Q3-14 特定業務施設を新設により整備する場合に起算点となる「事業供用開始の日」について、計画時点よりも遅れた（早まった）場合は、計画と実績いずれの日で判断することになりますか。
- Q3-15 雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。
- Q3-16 複数の地域でそれぞれ整備計画の認定を受けて特定業務施設を整備する予定です。雇用促進計画は1つにまとめて作成するのでしょうか。
- Q3-17 雇用促進税制を受ける場合、特定業務施設において雇用者を何名増加させる必要がありますか。
- Q3-18 すでに雇用促進計画を事業年度開始後2ヶ月以内に提出している事業者が、当該事業年度の途中で特定業務施設を整備した場合、雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。
- Q3-19 同一の建物内に特定業務施設以外の施設（工場や店舗等）を有する場合、雇用促進税制を受けるため、特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とするためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。
- Q3-20 雇用者の採用を複数回に分けて行った場合や、事業年度中に雇用者の離職があった場合でも、事業年度終了時に雇用者が増加していれば雇用促進税制の対象となりますか。
- Q3-21 事業年度の途中で特定業務施設を整備した場合、当該事業年度も雇用促進税制の対象となりますか。
- Q3-22 特定業務施設を整備する前に新規雇用した従業員は、雇用促進税制の対象となりますか。
- Q3-23 「事業主都合による離職」とはどのようなものですか。

- Q3-24 令和6年4月1日以降に整備計画の認定を受けた場合、「雇用促進計画－1」の「②過去の事業主都合離職有無」欄は、「前々期」「前期」「当期」全て記載する必要がありますか。
- Q3-25 建物の取得等をしなくても雇用促進税制の適用を受けることができますか。
- Q3-26 賃上げ促進税制との併用は可能ですか。
- Q3-27 令和4年度税制改正における雇用促進税制に関する経過措置とはどのようなものですか。
- Q3-28 令和6年度税制改正における雇用促進税制に関する経過措置とはどのようなものですか。
- Q3-29 地域再生法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置とはどのようなものですか。
- Q3-30 不均一課税ではなく、課税免除を行った場合でも、減収補填措置の対象となりますか。
- Q3-31 デジタル田園都市国家構想交付金を活用した地方公共団体による認定事業者への補助制度とはどのようなものですか。
- Q3-32 日本政策金融公庫による融資制度とはどのようなものですか。
- Q3-33 日本政策金融公庫による融資制度の相談窓口はどこですか。

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の作成について

Q1-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画とはどのようなものですか。

【回答】

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地域再生法（平成17年法律第24号。）に基づく地域再生計画の認定制度があります。

この地域再生計画に記載できる事項のうち、地域再生を図るために行う事業に関する事項として、特定業務施設を整備する事業に関する事項が記載できます。

Q1-2 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。

【回答】

地方公共団体が作成し、内閣総理大臣（受付は内閣府）に認定申請します。

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画については、都道府県が単独で又は都道府県及び市町村が共同して作成することが必要です（市町村のみで作成することは出来ません。）。

Q1-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画を市町村のみで作成することが出来ないのはなぜですか。

【回答】

地域経済は、単独の市町村の中で完結しておらず、中心市に周辺市町村の住民が通勤するなど、複数の隣接する市町村が一体となって一つの経済圏を構成していることから広域的な観点から地域再生計画を作成することが必要です。

このため、企業を誘致する上で重要なインフラである道路や空港等の整備にあたって広域的な観点から、都市計画を都道府県が決定することとなっていること、都道府県が企業誘致等の相談窓口になることが多いこと、都道府県も支援施策を多く有していること、公設試験場についても、多くが都道府県により地域の産業集積の状況に応じて設置・運営されていること等の理由から、都道府県の関与を必須としております。

Q1-4 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、新たに作成しなければいけませんか。

【回答】

既に内閣総理大臣の認定を受けている地域再生計画に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業について記載を加えた上で、変更の認定申請をすることも可能ですが、一般的には新たに作成していただくことを想定しています。

Q 1-5 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画には、どのような事柄を記載することが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、以下の事項の記載が必要です。

- ① 地域再生計画の名称
- ② 地域再生計画の作成主体の名称
- ③ 地域再生計画の区域
- ④ 地域再生計画の目標（地域の現状、課題、インフラ整備状況、近年の企業立地動向、今後の見通しなど）
- ⑤ 地域再生を図るために行う事業（移転型事業の対象地域である地方活力向上地域及び準地方活力向上地域、地方活力向上地域内で設定する拡充型事業の対象地域、区域設定の妥当性、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業、特例措置を適用して行う事業、事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充の円滑な実施を図るために地方公共団体が独自で行う取組等）
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 目標達成状況に係る評価に関する事項（設定する目標や評価時期：始期、中間、終期を設定）

Q 1-6 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域又は準地方活力向上地域（移転型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。

【回答】

移転型事業の対象地域を定めることができる地域は、地域再生法第5条第4項第5号イで定められている地方活力向上地域（三大都市圏の一部地域（集中地域（注））以外の地域であり、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域）、又は同号ロで定められている準地方活力向上地域（三大都市圏の一部地域（集中地域（注））のうち、首都圏の一部地域以外の地域であり、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域）となります。具体的には基本方針で定めるとおり、地方の活力の向上を図ることが特に必要な地域として、事業環境の整備を一体的に推し進める地域であって、既存の土地利用計画や企業誘致計画等との整合性を図りながら、地域再生計画の目標を達成するために効率的かつ効果的な地域を地方活力向上地域又は準地方活力向上地域として設定することが必要です。

このため、合理的な理由がないにも関わらず、市町村全域を地方活力向上地域及び準地方活力向上地域とするような地域再生計画は認められません。なお、上記の条件を満たす場合には、現状でオフィス等の集積がない地域（中山間地域等）であっても対象とすることが可能です。

（注） 詳細については、Q 1-8を御参照ください。

Q1-7 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。

【回答】

拡充型事業の対象地域は、地方活力向上地域の中に、一定の要件を満たした区域として設定することができます。

一定の要件とは、具体的には、

1. 地方活力向上地域を構成する単独又は地域連携して近接する市町村で、
 - ① 人口規模：都市機能の集積や地域連携等の状況を勘案しつつ、地域全体で概ね人口10万人以上の経済圏であること
 - ② 経済活動：昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）が著しく低いこと
 - ③ 産業集積度：人口当たり事業所数が著しく少なくないことという要件を満たす市町村からなる地域の中で、さらに、
2. 下記の要件を満たす区域です。
 - ① 自然的・経済的・社会的（注1）に一体の地域であること
 - ② 一定の産業集積が形成されている地域（注2）であること若しくは地域の産業の核として事務所等の集積を図る地域としていく具体的な計画の対象になっていること（注3）又は事業所、営業所その他の業務施設の立地を図るため地方公共団体によって産業基盤としてのインターネットその他の高度情報通信ネットワークが整備されていること（注4）若しくはその立地を図るための地方公共団体が定めるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備を図るための具体的な計画の対象となっていること（注5）
 - ③ 近隣の大学、高等専門学校、研究施設等が存在し、研究開発に係る一定の環境が整っている地域であること（注6）
 - ④ 洪水、浸水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域、優良な集約農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域、優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域（注7）を含まないこと

（注1）「自然的」とは地理的に分断されておらず連続性を有することをいい、「経済的」とは、地域内での取引等が継続的に反復して行われていることをいい、「社会的」とは、単数又は複数の市町村又は特別区を単位としていることをいう。これらを総合的に勘案し、一体性を損なわない程度であれば、飛び地も可能。

（注2）「一定の産業集積が形成されている地域」とは、県内企業の賦存状況に鑑み、本社機能等を有する事業所が主に所在している地域をいう。

（注3）「事務所等の集積を図る地域として具体的な計画の対象になっている」とは、再開発計画、工業団地の造成の対象地域となっている等、地元自治体等が実効性のある整備計画を有していることをいう。

（注4）「事業所、営業所その他の業務施設の立地を図るため地方公共団体によって産業基盤としてのインターネットその他の高度情報通信ネットワークが整備されていること」

とは、インターネットをはじめとする高度情報通信ネットワークが、単に民間事業者によるビジネスの一環ではなく、事業者の当該地域への立地を促すことを目的のひとつに掲げた上で自ら財政負担するなど、地方自治体の主体的な関与によって整備されている地域をいう。

(注5) 「その立地を図るための地方公共団体が定めるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備を図るための具体的な計画の対象となっている」とは、(注4)で示したインターネット等の整備の対象地域となっている等、地元自治体の実効性のある整備計画を有していることをいう。

(注6) 教育及び研究を行う大学等が対象地域外にある場合、30分以内にアクセス出来ることが目安である。大学等に特に専攻等に制限はないが、大学、高専、専修学校等のほか、公的研究機関（例えば自治体の公設試験場）等、特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に関与するものをいう。

(注7) 「優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域」とは、歴史的風土特別保存地区や貝塚、古墳その他の文化財が良好な状態で保存されている地域、自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、森林法に規定する保安林、保安施設地区、鳥獣保護法に規定する鳥獣保護区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域等をいう。

Q1-8 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の対象外となる地域はどこですか。

【回答】

拡充型事業については、地域再生法第5条第4項第5号イに定める集中地域です。具体的には、以下の三大都市圏の一部地域になります。

- ① 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯
- ② 近畿圏整備法で定める既成都市区域
- ③ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域

移転型事業においては、地域再生法第5条第4項第5号ロに定める、集中地域のうち人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定める地域です。具体的には、以下の地域になります。

○首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯

Q1-9 地方活力向上地域を設定するにあたって、移転型事業の対象地域と拡充型事業の対象地域を同じとすることは出来ますか。

【回答】

原則出来ません。ただし、対象地域の設定には要件があるため、それぞれの要件を満た

す適切な地域を設定した結果として同一地域となることを必ずしも妨げるものではありません。

Q 1-10 拡充型事業を実施しない地域再生計画は認定されますか。

【回答】

移転型事業だけでは地域再生計画の認定基準（注）である円滑かつ確実な実施が見込まれないため、原則、拡充型事業の対象地域が設定されない地域再生計画は認定出来ません。

ただし、すでに具体的な案件があるなど、移転型事業のみで地域再生計画の円滑かつ確実な実施が見込まれ、同計画の目標達成の見込みが高いことの合理的な説明がある場合はこの限りではありません。

（注） 詳細については、Q 1-12を御参照ください。

Q 1-11 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の計画期間に上限はありますか。

【回答】

地域再生計画の長短について特段の定めはありませんが、計画期間の設定にあたっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間を設定してください。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の事業期間の上限や課税の特例措置の適用期間等を踏まえると、5年程度を想定しています。

Q 1-12 都道府県又は都道府県及び市町村が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の認定基準は何ですか。

【回答】

地域再生計画の目標、地域再生を図るために行う事業、地方活力向上地域又は準地方活力向上地域、計画期間等が次に掲げる基準に適合すると認めるときに認定されます。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること
- ② 当該地域再生計画の実施が、当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与すると認められること
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれること

Q 1-13 地域再生計画の認定は取り消されることがありますか。

【回答】

地域再生計画の認定を受けた後であっても、認定基準に適合しなくなった場合、認定を取り消されることがあります。

例えば、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定（地域再生法第 17 条の 2 第 3 項の認定をいいます。以下同じです。）やフォローアップを十分にできていないような場合、地域再生計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれないため、当然、地域再生計画の認定は取消しの対象となり得ます。

Q 1-1 4 地域再生協議会を設置する場合、他の協議会の枠組みを活用することは出来ますか。
--

【回答】

地域再生計画を作成するに当たって地域再生協議会を設置することは必須ではありませんが、設置する場合、既存の他の協議会を活用することも可能です。ただし、既存の協議会の規約等を改正し、地域再生法に基づく地域再生協議会として位置づけるとともに、遅滞なくその旨を公表する必要があります。

2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について

Q2-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行おうとする法人又は個人事業者が作成し、特定業務施設の立地場所を計画区域に含む地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画の認定を受けた都道府県知事に認定申請します。

Q2-2 グループ通算制度の適用法人が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定申請を行う場合、通算法人連名で申請を行う必要がありますか。

【回答】

グループ通算制度は、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、その各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行うこととなっております。そのため、グループ通算制度では地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う法人が単独で地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定申請を行うことになります。

※グループ通算制度については、下記 URL（国税庁 HP）をご参照ください。
（グループ通算制度について）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5900.htm>

Q2-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業とはどのような事業ですか。

【回答】

地方活力向上地域又は準地方活力向上地域において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する業務施設（特定業務施設）を整備する以下の事業をいいます。

- ① 移転型事業とは、東京23区から認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に特定業務施設を移転して整備する事業
- ② 拡充型事業とは、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）において、特定業務施設を整備する事業

Q2-4 東京23区を除く集中地域から地方活力向上地域への移転は対象となりますか。また、地方活力向上地域から地方活力向上地域への移転の場合はどうなりますか。

【回答】

東京23区を除く集中地域や地方活力向上地域など、東京23区を除く地域から拡充型事業の対象地域への移転については、拡充型事業として本制度の対象（注）になり得ます。

（注） 対象となるためには、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定基準を満たす必要があります。詳細はQ2-15を御参照ください。

Q2-5 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の事業期間に上限はありますか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日から5年以内としております。

ただし、認定地域再生計画の計画期間を超える期間を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の事業期間とすることはできません。

Q2-6 特定業務施設とはどのようなものですか。

【回答】

地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設とは、事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の「本店」であるという形式的判断ではなく、実際に本社機能を有している業務施設をいいます。

具体的には、事務所、研究所、研修所であって、次に掲げる業務施設をいい、原則として生産や対面の販売等の部門のために使用される部分は含まれません。

① 事務所であって、次に掲げる部門のために使用されるもの

ア) 調査及び企画部門（事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門）

イ) 情報処理部門（自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的にやっている部門）

ウ) 研究開発部門（基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門）

エ) 国際事業部門（輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門）

オ) その他管理業務部門（総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門）

カ) 商業事業部門（商品の仕入、販売等の営業活動を行っている卸売業、小売業の部門、製造業における原材料の仕入、製品の販売等の営業活動を行っている部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。））

キ) 情報サービス事業部門（ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門）

ク) サービス事業部門（サービスを提供する事業を行っている部門（上記アからオに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。））

② 研究所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの（事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を

含む。)

- ③ 研修所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

Q2-7 令和6年度から特定業務施設となる商業事業部門（一部）のために使用される事務所とはどのようなものですか。

【回答】

令和6年4月1日から、商業事業部門のうち、「専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行う事務所」は特定業務施設の対象となります。

想定されるケースとして、専ら業務施設において、メールや電話、ウェブ会議システム、SNS、生成 AI 等を活用して顧客と非対面でコミュニケーションを行う販売・サービスの勧誘（営業）、販売、契約締結等に関する業務、営業管理又は市場調査に関する業務、購買管理又は購買企画に関する業務が挙げられます。

Q2-8 令和6年度から特定業務施設となるサービス事業部門（一部）のために使用される事務所とはどのようなものですか。

【回答】

令和6年4月1日から、サービス事業部門のうち、「他社から調査企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他管理業務の受託に関する業務を行う事務所」は特定業務施設の対象となります。

想定されるケースとして、総務・経理・人事部門における非コア業務のビジネス・プロセスを IT の活用などにより外部へアウトソーシングするビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）を受託する業務や、市場調査・経営企画等のコンサルティング業務などが挙げられます。

Q2-9 コールセンターは特定業務施設に該当しますか。

【回答】

コールセンター（※コンタクトセンターなど電話やメール、ハガキ等により顧客等への対応を行う窓口を含む。）で行っている業務が、主としてマーケティングを行う調査部門や社内システムの問い合わせ窓口（運営管理）を行う情報処理部門（他社からの受託を含む。）の業務に該当する場合は、特定業務施設に該当します。

また、専ら業務施設において、電話やメール等により主として商品又はサービスの購買を勧誘（営業）する業務は、商業事業部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）に該当するため、特定業務施設に該当します。

ただし、電話やメール等により主として外部からの苦情・照会への対応を行う業務は、「その他の部門」に該当するため、特定業務施設には該当しません。

Q2-10 賃借や既存施設の用途変更により特定業務施設を整備する場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の対象となりますか。

【回答】

新築、増築、購入、賃借、既存施設の用途変更のいずれかによって特定業務施設を整備する場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の対象となります。

Q2-11 建物の賃借による地方移転についても、課税の特例措置（地方拠点強化税制）の対象となりますか。

【回答】

地方拠点強化税制のうち、事務所等の特定業務施設の新增設に伴う設備投資減税であるオフィス減税は、建物の建設や新築物件の取得が対象とされており、建物の賃借の場合は対象とされていません。

一方、賃借の場合であっても、地方拠点強化税制のうち雇用促進税制の適用が可能であり、特定業務施設において従業員を新規採用等して雇用を増加させた場合は、税額控除を受けることが可能です。

その他地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る特例措置として、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者に対して、地方公共団体が、物件の改修、中古物件の取得、物件の賃借に係る補助を行う場合に、デジタル田園都市国家構想交付金を活用可能としています。令和6年度からは、本交付金を活用した賃借料の50%を上限とする地方公共団体の補助制度について、これまで賃借後1年間だった期間を2年間に拡充し、国が地方公共団体の負担の1/2を補助することとしています。

Q2-12 特定業務施設の整備に該当する用途変更とはどのようなものですか。

【回答】

特定業務施設の整備に該当する用途変更とは、①特定業務施設に該当しない既存施設の改修を行い、当該既存施設を特定業務施設となる事務所等に整備すること、又は②特定業務施設となる執務室等に事務機器を増設する等のオフィス環境を整備することをいいます。ただし、①の整備は、外形上明確に判別がつくものとし、一時的な事務作業等に用いられる場所の整備は、用途変更には該当しないことから、特定業務施設の整備には該当しません。

都道府県は、用途変更により特定業務施設を整備する計画申請がなされる場合、必要に応じて現地確認を行い、認定前の状況等を把握するなどし、実態が伴っているか否かを確認することが必要です。

Q2-13 用途変更におけるQ2-12①の整備及び②のオフィス環境の整備には

どのようなケースが該当しますか。

【回答】

以下のようなケースが該当します。

（Q2-12①の整備に該当するケース）

特定業務施設に該当しない既存施設を特定業務施設となる事務所等に整備する場合

（例）「倉庫」であった施設について、必要な造作（壁・床・天井の張替え、照明の取替え、業務用エアコンの設置、電話・インターネット回線等の配線の敷設、事務機器（コピー機、デスク、業務用パソコン等）の増設等）を加えて、「オフィス」環境を整備する。

（Q2-12②のオフィス環境の整備に該当するケース1）

従業員が常駐することはないが、事務作業等に用いられる場所を特定業務施設となる執務室等に変更・整備する場合

（例）「会議室」や「ショールーム」であったスペースについて、必要な造作（電話・インターネット回線等の配線の敷設、事務機器（コピー機、デスク、業務用パソコン等）の増設等）を加えて、「オフィス」環境を整備する。

（Q2-12②のオフィス環境の整備に該当するケース2）

従業員が常駐する場所の一部に特定業務施設となる執務室等の機能を新たに付与する場合

（例）「オフィス内の空きスペース」について、必要な造作（事務機器（コピー機、デスク、業務用パソコン等）の増設等）を加えて、「オフィス」環境を整備する。

Q2-14 「サテライトオフィス」は特定業務施設に該当しますか。

【回答】

一般に「サテライトオフィス」と呼称される業務施設の全てが特定業務施設に該当するわけではありませんが、実際に本社機能を有しているなど、Q2-6において定める要件に合致する業務施設に限り、特定業務施設として取り扱うことが可能です。

Q2-15 令和6年度地域再生法改正により、対象となる特定業務児童福祉施設は、どのような施設が対象となりますか。

【回答】

地域再生法の一部を改正する法律（令和6年法律第17号）による改正後の地域再生法（以下「改正地域再生法」という。）第5条第4項第5号に規定する特定業務施設と併せて整備される当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（以下「特定業務児童福祉施設」という。）とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設（専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているものに限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
- ② 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業を行う施設
- ③ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設（同項第 1 号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）
- ④ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う施設
- ⑤ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設（同項第 1 号ハに掲げる施設を除く。）
- ⑥ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業を行う施設
- ⑦ 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所
- ⑧ 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がされるものに限る。）のうち、同法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とするもの（同項第 1 号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。）、同条第 10 項に規定する業務を目的とするもの若しくは同条第 12 項に規定する業務を目的とするもの（同項第 1 号ハに掲げる施設を除く。）又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの
- ⑨ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（同条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）
- ⑩ 上記に掲げる施設と併せて整備される授乳室その他の子育てに関する施設
上記⑩の「その他の子育てに関する施設」として、例えば、乳幼児の食事スペースや小学生の宿題スペースなどが想定されます。

改正地域再生法の施行日以降、以下の特例措置において、特定業務施設と併せて整備される特定業務児童福祉施設が対象に追加されます。

- ① 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）
- ② 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填
- ③ デジタル田園都市国家構想交付金を活用した地方公共団体による認定事業者への補助
- ④ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証
- ⑤ 政府金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度

なお、上記①と②については、特定業務施設の「新設」に併せて整備される特定業務児童福祉施設が対象となります。

Q2-16 特定業務児童福祉施設は、従業員以外の住民も利用可能でしょうか。

【回答】

特定業務児童福祉施設については、Q2-15のとおり、専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているものに限られているため、従業員の児童が利用することを想定しております。このため、税制措置は、従業員の児童専属部分のみが適用対象となります。従業員以外の児童の利用を想定する施設を併用する場合は、従業員の児童専属部分が（階層や部屋が分かれている等）明確に区分されていることが必要です。なお、従業員の児童の利用に加え従業員以外の児童の利用を想定している場合で、従業員の児童専属の部分とその他の部分を明確に区分する

ことが困難な施設の整備を検討している場合は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した補助制度について、整備予定場所の都道府県へご相談ください。

Q2-17 令和6年度地域再生法改正により、対象となる特定業務福利厚生施設は、どのような施設が対象となりますか。

【回答】

改正地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設と併せて整備される特定業務施設の従業員の寄宿舍、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるもの（以下「特定業務福利厚生施設」という。）とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員のために使用される施設であって、寄宿舍、社宅、寮、これら施設と併せて整備される売店、体育館その他の福利厚生施設をいいます。

寄宿舍、社宅、寮の違いについて、概ね以下のとおり区分けされると認識しておりますので、申請書及び実施状況報告書作成の際には、御参考ください。

- ① 寄宿舍…特定の施設に通う又は働く人のために設けられた共同宿舍を指し、単に便所・炊事場・浴室などが共同というだけでなく、（ア）寝食を共同で行うなどの集団行動を前提としていることや、（イ）会社など特定の施設に附属する施設（事業経営の必要上その一部として設けられているような事業との関連性を持つもの）を指す
- ② 寮…女性従業員、独身、単身赴任者等の特定条件を満たした人のみが利用できる共同住居を指し、（ア）それぞれが独立した生活を営む（一人一部屋等）点や、（イ）寄宿舍のように業務施設又はその付近にあるわけではない点で、①と区別される
- ③ 社宅…企業が福利厚生の一環として社員（主に世帯向け）を対象に低家賃で提供する戸建て又は集合住宅を指し、社員寮のように一般的に単身の社員を対象としているものや、共用の浴場や炊事場等がない点で、②と区別される

改正地域再生法の施行日以降、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度及び日本政策金融公庫による融資制度において、特定業務施設と併せて整備される特定業務福利厚生施設が対象に追加されます。

Q2-18 特定業務福利厚生施設や特定業務児童福祉施設は、特定業務施設から離れている場所で整備することは可能でしょうか。

【回答】

特定業務施設の従業員の居住環境や子育て環境、地域の実情等を踏まえて、特定業務福利厚生施設や特定業務児童福祉施設を、特定業務施設から離れている場所に整備することは可能ですが、地方公共団体が地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域（移転型事業の場合は準地方活力向上地域を含む。）内であることが必要です。

また、特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、「申請書様式（1）② イ）整備場所」の注記のとおり、施設ごとに記載する必要があります。

Q2-19 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画はいつまでに認定を受けることが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行おうとする法人又は個人事業者は、建物を新設又は増設しようとする場合にあっては、その着工前（用途変更しようとする場合にあってはその着手前）に、賃借による場合にあっては、その賃貸借契約締結前に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることが必要です。

Q2-20 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定基準は何ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けるためには、申請書並びに図面及び事業計画書等自治体へ提出された書類等の添付書類の記載内容が、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 認定地域再生計画に適合するものであること（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備を伴うものであること、地方活力向上地域又は準地方活力向上地域内で行われる事業であること、地域における雇用拡大の推進に資するものであること等）
- ② 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において特定業務に従事する常時雇用する従業員数が5人（中小企業者の場合は1人）以上であること
- ③ 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数が5人（中小企業者の場合は1人）以上であること。加えて、移転型事業の場合には、計画期間を通じて当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であること、又は当該特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間に当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であり、かつ、計画期間を通じて当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の4分の1以上の数が東京23区からの転勤者であること（ただし、この場合において、特定業務施設における新規採用者の一部を、東京23区からの転勤者とみなします。※Q2-21に詳細。）
- ④ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

（注）風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定申請をすることが出来ません。

Q2-21 移転型事業の増加従業員数に関する要件におけるみなし転勤者とはどのようなものですか。

【回答】

「計画期間を通じて認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であること、又は当該特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過するまでの間に当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であり、かつ、計画期間を通じて当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の4分の1以上の数が東京23区からの転勤者であること」との要件について、東京23区において従業員が減少する場合、以下の①と②を比較し、少ない方の数を上限として、特定業務施設における新規採用者を、東京23区からの転勤者とみなします。

①東京23区において減少する従業員数（注1）

②東京23区における定年退職者数と自己都合退職者数（注2）の合計数

すなわち、移転型事業の要件は「計画期間を通じて当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者若しくは当該みなし転勤者（以下「東京23区からの転勤者等」という。）であること、又は当該特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間に当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者等であり、かつ、計画期間を通じた当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の4分の1以上の数が東京23区からの転勤者等であること」となります。

（注1） 「東京23区において減少する従業員数」とは、以下のアからイを差し引いた数を指します。

ア 計画申請時の東京23区における従業員数

イ 計画終了時の東京23区における従業員数

（注2） 「自己都合退職者」とは、任意退職、有期契約における契約期間の満了、出向元への復帰による退職者を指します。

Q2-22 特定業務施設における従業員数は増加するものの、法人又は個人事業者全体の従業員数は減少するような場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることができますか。

【回答】

地域再生法の目的の1つが地域における雇用機会の創出であることに鑑み、特定業務施設における従業員数の増加が見込まれること（移転型事業の場合の要件詳細は、Q2-20及びQ2-21参照）等の要件に加え、拡充型事業にあっては以下①、移転型事業にあっては以下①及び②のような地域の雇用増に資する事業でなければ、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることが出来ません。

- ① 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けようとする法人又は個人事業者が地方（注１）に有する全事業所のうち、当該計画に起因して従業員数が増減する全事業所（注２）において本社機能に従事する従業員（注３）数の５人以上（中小企業者の場合は１人以上）の増加が見込まれること。
- ② 移転型事業は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けようとする法人又は個人事業者が地方に有する全事業所のうち、当該計画に従って行う本社機能を有している業務施設の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所（注４）において本社機能に従事する従業員（注３）の人員整理及び通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものでないこと。ただし、閉鎖等が行われる事業所の存する地域の活力を失わせることがない場合（注５）はこの限りでない。

よって、上記の要件を満たせば、例えば、定年退職等により法人又は個人事業者全体の従業員数が減少することをもって、直ちに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けられないものではありません。

ただし、雇用促進税制の適用を受けるためには、法人又は個人事業者全体の従業員数の増加が必要です。

（注１） ここでいう地方とは、地方活力向上地域となり得る集中地域以外の地域を指しますが、移転型事業に限り、準地方活力向上地域となり得る地域も含みます。

（注２） 「当該計画に起因して従業員が増減する全事業所」とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備する特定業務施設及び当該特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所のことをいいます。

（注３） 「本社機能に従事する従業員」とは、移転等が行われる業務部門の特定業務に従事する従業員だけでなく、当該業務部門以外の本社機能を有している業務部門に属する従業員も含みます。

（注４） 「当該計画に従って行う本社機能を有している業務施設の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所」とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備する特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所であって、閉鎖又は縮小が行われる事業所のことをいいます。

（注５） 地域の活力を失わせることがない場合とは、例えば、閉鎖した事業所を他の事業者が引き継ぐことで当該事業所の雇用が維持されるような場合をいいます。

Q2-23 新たに整備する特定業務施設に本社機能を有している業務施設を移転した後、引き続いて当該特定業務施設を拡張するような場合や従業員を増加させようとする場合、移転型事業と拡充型事業それぞれの認定を受けることが必要ですか。
--

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、その事業期間内に行われる本社機能を有している業務施設の移転とそれに伴って行われる段階的な事業所の拡張や従業員の増加は一体的な移転型事業として認定することが可能です。

なお、都道府県は、本来拡充型事業として認定すべき事業を移転型事業として認定することがないように、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間に地方活力向

上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設の規模が、当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数に比して極めて過大である等、移転型事業として疑義があると認められる場合は、事業計画の内容の整合性について確認し、整合性がないと判断される場合には移転型事業として認定を行わないようにすることが必要です。

Q2-24 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の対象となる業種はありますか。

【回答】

業種に制約はありませんが、特定業務施設はいわゆるオフィス等を想定しているため、原則として工場や店舗、単なる営業所（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務のために使用されるものを除く。）は対象になりません。

Q2-25 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更申請の手続きはどのような場合に必要となりますか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を変更しようとする場合、地域再生法第17条の2第4項の規定に基づき、都道府県知事の認定が必要となります。

例えば、特定業務施設となる建物等の面積等の変更、社名の変更や代表者の変更、事業期間の延長などが考えられます。

Q2-26 中小企業者の定義は何ですか。

【回答】

「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)に定義する中小企業者をいいます。

(注) 課税の特例措置及び減収補填措置の中小企業者の定義と異なりますので、御注意ください。

3 特例措置について

(全般)

Q3-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る特例措置は何ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る特例措置は、以下の6つとなります。

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証
- ② 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）
- ③ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）
- ④ 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填
- ⑤ デジタル田園都市国家構想交付金を活用した地方公共団体による認定事業者への補助
- ⑥ 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度

(独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証について)

Q3-2 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証とはどのようなものですか。

【回答】

都道府県から認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って企業の地方拠点の強化に関する事業を行う事業者が、当該事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構が債務保証を行うものです。

保証条件は、以下のとおりです。

- ① 対象事業者は、地域再生法に基づき都道府県知事の計画認定を受けた事業者であり、信用保証協会等の保証を受けることが困難な者
- ② 保証限度額は、15億円
- ③ 保証割合は、借入及び社債の元本の30%
- ④ 保証期間は、10年以内
- ⑤ 資金用途は、認定計画で認められた設備資金、土地取得に係る資金
- ⑥ 形式は借入又は社債

Q3-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、直ちに独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができますか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定をもって、直ちに債務保証を受けられるものではありません。

独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証は、認定事業者の財務が健全であること、保証付借入の資金用途が設備資金であることを満たした上で、金融審査等の総合判断に基づき決定されることになります。

Q3-4 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証の相談窓口はどこですか。

【回答】

制度の詳細・融資の御相談等の問い合わせは、中小企業基盤整備機構のファンド事業部事業基盤支援課まで御連絡下さい。

ファンド事業部事業基盤支援課：03-5470-1575

(オフィス減税について)

Q3-5 地域再生法に基づくオフィス減税とはどのようなものですか。

【回答】

オフィス減税とは、令和8年3月31日までに認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従い、地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む）に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（建物等（注））の取得又は建設（取得等）をした場合に、当該建物等の取得価額に対し、拡充型の場合には、15%の特別償却又は4%の税額控除が、移転型の場合には、25%の特別償却又は7%の税額控除が、それぞれ適用できる制度のことです（ただし、当期の法人税額等の20%が上限）。

（注）オフィス減税の対象となる建物等は、その取得価額の合計額が3,500万円以上（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者を除く。）の場合は1,000万円以上）であるものとなります。

また、オフィス減税の対象となる建物等の取得価額の合計額は80億円が上限とされています。このため、例えば一つの地方活力向上地域等特定業務施設整備計画において、複数の独立した建物等で事務所等を整備する場合に、それぞれの建物等の取得価額が80億円を超える部分はオフィス減税の対象外となります。

なお、中小企業者は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けようとする場合の中小企業者と定義が異なりますので、御注意ください。

Q3-6 地域再生法に基づくオフィス減税の税目は何ですか。

【回答】

法人であれば法人税が、個人事業者であれば所得税が、対象となります。

Q3-7 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備した特定業務施設及びこれと併せて整備される特定業務福利厚生施設等にかかるオフィス減税の適用を受けるためには、いつまでに建物等の取得等を行うことが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者がオフィス減税の適用を受けるためには、令和8年3月31日までに認定を受けた法人又は個人事業者が、その認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までに、建物等の取得等をし、事業の用に供することが必要です。

Q3-8 同一の建物内に対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。）以外の業務施設（工場や店舗等）を有する場合、オフィス減税の対象となる設備投資額はどのように算定しますか。

【回答】

同一建物において対象施設とそれ以外の部分が混在する場合には、階層単位や執務室単位等、具体的な業務施設の構造等を勘案し、対象施設となる部分を明らかに区分することができる場合には、建物の取得価額のうち、その部分に相当する金額について、オフィス減税を受けることができます。

この場合、投資減税額の算定方法については、原則として対象施設にかかる部分のみを延べ床面積按分（建物附属設備や構築物で対象施設とそれ以外の部分で共用するものがある場合は、面積に応じ按分）により算出することとなります。

Q3-9 自治体等から補助金を受けて取得した建物等はオフィス減税の対象となりますか。

【回答】

自治体等からの補助金の適否は、今回の特例措置の適用に影響ありません。よって、自治体等から補助金を受けて取得した建物等であってもオフィス減税の対象となり得ます。

ただし、国又は地方公共団体から補助金、助成金又は給付金を受け取って、建物等を取得した場合には、圧縮記帳を適用することにより、オフィス減税の適用額が変わります。

Q3-10 令和6年度税制改正におけるオフィス減税に関する経過措置とはどのようなものですか。

【回答】

令和6年度税制改正において、オフィス減税における中小企業者以外の事業主の取得価額要件の見直し（3,500万円以上）及び取得価額の合計額のうちオフィス減税の対象となる金額に80億円の上限が新たに設けられました。

この改正は、令和6年4月1日以降に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が取得等をした当該整備計画に記載された特定業務施設となる建物等に対して適用されます。なお、令和6年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者がその後取得等をした当該整備計画に記載された特定業務施設となる建物等については、改正前の取得価額要件（2,500万円以上（中小事業者等の場合は、1,000万円以上のまま））が適用され、減税の対象となる金額に上限はありません。

また、特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設は、改正地域再生法の施行日（令和6年4月19日）以降に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が取得等をした当該整備計画に記載された特定業務児童福祉施設となる建物等に対して適用されます。

（雇用促進税制について）

Q3-11 地域再生法に基づく雇用促進税制とはどのようなものですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の移転型又は拡充型の事業計画認定を令和8年3月31日までに受け、諸要件を満たした上で（※）特定業務施設において雇用者を増加させた認定事業者について、以下の税額控除を受けることができる制度です（ただし、雇用促進税制の基本部分と移転型事業に係る上乗せ措置を合わせて、又は雇用促進税制の移転型事業に係る上乗せ措置とオフィス減税の税額控除を合わせて、当期法人税額等の20%が限度となり、同一事業年度において雇用促進税制の基本部分とオフィス減税（税額控除及び特別償却）の併用はできません。）。

＜基本部分の税額控除＞

移転型の認定事業者及び拡充型の認定事業者ともに、以下①及び②の合計額が税額控除できます。

①特定業務施設における期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の新規雇用者（※1）の数（※2）につき、1人当たり50万円（移転型の場合）/30万円（拡充型の場合）

②特定業務施設の雇用者増加数（※3）から特定業務施設における新規雇用者（※1）の数（※2）を控除した数のうち、特定業務施設へ転勤した期間の定めがなくかつフルタイム雇用の雇用者（新規雇用者を除く。）につき、1人当たり40万円（移転型の場合）/20万円（拡充型の場合）

（※1）雇用保険一般被保険者であって、適用年度終了日に当該特定業務施設に勤務している人に限ります。

（※2）特定業務施設における雇用保険一般被保険者増加数又は法人全体（又は個人事業者全体）での雇用保険一般被保険者増加数のどちらか少ない方が上限になります。

（※3）特定業務施設における雇用保険一般被保険者増加数を指し、法人全体（又は個人事業者全体）の雇用保険一般被保険者増加数が上限となります。

＜移転型の上乗せ措置＞

移転型事業の認定事業者については、上記の基本部分の税額控除に加え、特定業務施設の期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の雇用者増加数（※４）１人当たり４０万円（※５）の税額控除が受けられます（雇用を維持していれば最大３年間継続）。

（※４）特定業務施設における雇用保険一般被保険者増加数が上限です（法人全体（又は個人事業者全体）の雇用保険一般被保険者増加数を上限としません。）。

（※５）準地方活力向上地域（近畿圏及び中部圏の既成都市区域等）においては、１人当たり３０万円となります。

（※）詳しくは、以下のURLに掲載されているパンフレットを御確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudouseisaku/koyousokushinzei.html

Q3-12 雇用促進税制で税額控除の対象となる対象期間はどうなりますか。

【回答】

令和６年度税制改正に伴い、以下のとおりとなりました。

1. 令和６年３月３１日までに認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の場合、当該整備計画の認定日から同日の翌日以後２年を経過する日を含む各事業年度（個人事業者の場合は各暦年）が適用年度となります。

例：事業年度が４月１日から３月３１日の法人が令和５年１０月１日に整備計画の認定を受けた場合は、令和５年１０月１日から令和８年３月３１日までが本税制の対象期間となります。

2. 令和６年４月１日以後に認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の場合は、特定業務施設の整備方法により異なります。

- ① 特定業務施設を新設により整備する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合

当該特定業務施設の事業供用開始日から同日の翌日以後２年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度（個人事業者の場合は各暦年）が適用年度となります。

例：事業年度が４月１日から３月３１日の法人が令和６年１０月１日に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、新設により整備した特定業務施設の事業供用開始日が令和８年１０月１日であった場合は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までが本税制の対象期間となります。

- ② 特定業務施設を新設以外の方法により整備する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合

当該整備計画の認定日から同日の翌日以後２年を経過する日を含む各事業年度（個人事業者の場合は各暦年）が適用年度となります。

例：事業年度が４月１日から３月３１日の法人が令和６年１０月１日に整備計画の認定を受けた場合は、令和６年１０月１日から令和９年３月３１日までが本税制の対象期間となります。

Q3-13 １つの地方活力向上地域等特定業務施設整備計画において、新設により

整備する特定業務施設に加えて、新設以外の方法により特定業務施設を整備する場合、雇用促進税制の適用年度はどうなりますか。

【回答】

1つの地方活力向上地域等特定業務施設整備計画において複数の特定業務施設を整備する場合であっても、雇用促進税制の適用年度は、それぞれの特定業務施設の整備方法によって異なります。問3-12の2を参照してください。

Q3-14 特定業務施設を新設により整備する場合に起算点となる「事業供用開始の日」について、計画時点よりも遅れた（早まった）場合は、計画と実績いずれの日で判断することになりますか。

【回答】

実際に当該特定業務施設を事業の用に供した日で判断することになります。なお、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書」に記載した「事業供用開始日」と一致していることを確認してください。

Q3-15 雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。

【回答】

雇用促進税制の適用を受けるためには、事業年度（個人事業者の場合は暦年）開始後2ヶ月以内（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業年度については、認定後3ヶ月以内（令和6年4月1日以後に認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って新設により整備した特定業務施設である場合には、当該特定業務施設を事業の用に供した日から3ヶ月以内）に事業者の本店・本社を管轄するハローワークに対し、雇用促進計画を提出し、事業年度終了後2ヶ月以内（個人事業者の場合は翌年の3月15日まで）に達成状況を報告し、その確認を受けることが必要です。

その上で、確認を受けた雇用促進計画の写し（雇用促進計画-1及び雇用促進計画-4）を添付し、税務署に所得税又は法人税に関する申告を行ってください。

また、雇用促進計画は雇用促進税制の適用を受けようとする事業年度（個人事業者の場合は暦年）毎に提出することが必要です。

Q3-16 複数の地域でそれぞれ地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けて特定業務施設を整備する予定です。雇用促進計画は1つにまとめて作成するのでしょうか。

【回答】

当期において提出する雇用促進計画にあっては、「雇用促進計画-4」を各地方活力向上地域等特定業務施設整備計画ごとに作成したうえで、「雇用促進計画-1」はまとめて1つを作成してください。なお、「雇用促進計画-1」の〔㉑-2〕欄及び㉒欄以降の記載内容は、各

「雇用促進計画-4」に記載する全ての特定業務施設を対象とした内容となるよう記載してください。

Q3-17 雇用促進税制を受ける場合、特定業務施設において雇用者を何名増加させる必要がありますか。

【回答】

雇用促進税制の適用を受けるためには、特定業務施設における期間の定めがない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者（雇用促進計画の計画期間の末日において特定業務施設に雇用保険一般被保険者として勤務している者に限ります。）を新規雇用または転勤により1名以上増加させる必要があります。ただし、当該適用年度における法人全体の雇用保険一般被保険者の増加数が1人以上であることが必要です。

Q3-18 すでに雇用促進計画を事業年度開始後2ヶ月以内に提出している事業者が、当該事業年度の途中に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、雇用促進税制を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。

【回答】

雇用促進計画の一式を提出している場合、再度提出する必要はありませんが、認定後、速やかにハローワークに認定日について連絡するとともに、計画開始時に必要な雇用促進計画又は添付書類（下記参照）について未提出の書類がある場合には、当該未提出の書類を追加提出してください。

- ① 雇用促進計画－1
- ② 雇用促進計画－2
- ③ 雇用促進計画－4
- ④ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の写し
- ⑤ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書の写し
- ⑥ 主たる事業所及び特定業務施設の雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写し（注）

（注）雇用促進計画提出時に特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合は、当該特定業務施設の雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しを提出する必要ありません。事業年度中に当該特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とした場合は、達成状況の確認時に提出してください。

Q3-19 同一の建物内に特定業務施設以外の業務施設（工場や店舗等）を有する場合、雇用促進税制を受けるため、特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とするためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。

【回答】

現行制度において、雇用保険の適用単位は、経営上一体を成す支店、営業所、工場等を統合した企業体の単位ではなく、本社、支店、工場等のように、個々の経営組織の下、独立性のある経営体になるところとなります。

一の雇用保険適用事業所とみなされるには、

- ① 場所的に他の事業所から独立していること。
- ② 経済（又は業務）単位としてある程度独立性を有すること。すなわち、人事、経理、経営（又は業務）上の指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること。
- ③ 一定期間継続し、施設としての持続性を有すること。

の全ての要件に該当することが必要です。

以上の①～③に該当する場合に一の事業所に該当することになりますが、すべての条件を満たさない場合であっても、他の社会保険の取扱い、労働者名簿及び賃金台帳の備え付け状況等により、一の雇用保険適用事業所と認められる場合があります。

特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とするための手続きは、特定業務施設を所管するハローワークで行います。御相談については適宜、受付けています。なお、一の雇用保険適用事業所となるためには、一の労働保険適用事業場となることが必要であるため、申請者又は認定事業者は、ハローワークへの相談後、労働基準監督署において一の労働保険適用事業場となるための手続きを行うことが必要です。

なお、やむを得ない事情により特定業務施設を一の雇用保険適用事業所にできない場合は、雇用促進計画の達成状況の確認時に、適用年度の初日の前日及び適用年度の終了日において当該特定業務施設に勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類（計画期間中に高年齢被保険者になった人がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。））等を提出する必要があります。

Q3-20 雇用者の採用を複数回に分けて行った場合や、事業年度中に雇用者の離職があった場合でも、事業年度終了時に雇用者が増加していれば雇用促進税制の対象となりますか。

【回答】

同一の適用年度中に、雇用者の採用が複数回行われた場合や雇用者自身の都合による離職があった場合には、これらの採用や離職による雇用者数の増減を含めた適用年度末と、その前事業年度末のそれぞれの雇用者数を基に、雇用者増加数や雇用者増加割合を計算し、要件判定を行うことになります。

ただし、適用年度とその適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において事業主都合による離職者がいないことが適用要件の1つとされていますので、これらの事業年度において事業主都合による離職者がいる場合には、雇用促進税制の適用を受けることができません。

Q3-21 事業年度の途中で特定業務施設を整備した場合、当該事業年度も雇用促進税制の対象となりますか。

【回答】

雇用促進税制の対象となります。

既に事業年度開始後2ヶ月以内に雇用促進計画を提出している場合についての必要な手続きはQ3-18を御参照ください。

Q3-22 特定業務施設を整備する前に新規雇用した従業員は、雇用促進税制の対象となりますか。

【回答】

令和4年度税制改正に伴い、特定業務施設の整備後に新規雇用された従業員に加えて、整備前に新規雇用された従業員についても、雇用促進税制の対象となります。

具体的には、特定業務施設整備計画の認定の日以降に、特定業務施設以外の施設において新規雇用された従業員（期間の定めがない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者に限る。）のうち、同日を含む事業年度の終了日において特定業務施設に勤務する者についても、新規雇用の扱いで、雇用促進税制の対象となります。

ただし、特定業務施設整備計画の認定日以降の新規雇用であったとしても、その雇用された日を含む事業年度の終了日において特定業務施設に勤務していなければ、新規雇用の扱いとしては、雇用促進税制の対象とはなりません。

なお、令和4年度税制改正に伴う経過措置の詳細については、Q3-27を御参照ください。

Q3-23 「事業主都合による離職」とはどのようなものですか。

【回答】

具体的には、人員整理、事業の休廃止等による解雇や、事業主の勧奨等による任意退職のことを言います。

Q3-24 令和6年4月1日以降に整備計画の認定を受けた場合、「雇用促進計画－1」の「②過去の事業主都合離職有無」欄は、「前々期」「前期」「当期」全て記載する必要がありますか。

【回答】

令和6年4月1日以後に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者については、新様式の「雇用促進計画－1」の②欄に、当該法人又は個人事業者の全ての事業所の事業主都合離職の有無を3期分それぞれ記載してください。なお、3期分とは法人の場合は雇用促進税制の適用を受けようとする事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度（個人事業主にあっては雇用促進税制の適用を受けようとする年並びにその前年及び前々年）を指します。

Q3-25 建物の取得等をしなくても雇用促進税制の適用を受けることが出来ますか。

【回答】

新築、増築、購入、賃借、既存施設の用途変更のいずれかによって特定業務施設を整備する場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の対象となるため、賃借や既存施設の用途変更のように建物の取得等をしなくても計画の認定を受けることが可能です。

このため、建物の取得等をしなくても雇用促進税制の適用を受けることが可能です。

Q3-26 賃上げ促進税制との併用は可能ですか。

【回答】

一定の調整はありますが、併用可能です。

※賃上げ促進税制については、下記 URL を御参照ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

Q3-27 令和4年度税制改正における雇用促進税制に関する経過措置とはどのようなものですか。

【回答】

令和4年度税制改正における雇用促進税制については、法人については令和4年4月1日以降に開始する事業年度、個人事業者については令和5年分以降に対して適用されます。法人の令和4年3月31日までに開始した事業年度、個人事業者の令和4年分以前については、令和4年度税制改正前の雇用促進税制が適用されます。

Q3-28 令和6年度税制改正における雇用促進税制に関する経過措置とはどのようなものですか。

【回答】

令和6年度税制改正において、特定業務施設を新設により整備した場合の雇用促進税制の対象期間、事業主都合離職要件の期間、移転型の上乗せ措置の対象について見直しが行われました。

この改正は、令和6年4月1日以降に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に対して適用され、令和6年3月31日までに認定を受けた事業者については、令和6年度税制改正前の雇用促進税制が適用されます。

【令和 6 年度税制改正による変更点】

① 雇用促進税制の対象となる期間（特定業務施設を新設により整備する場合のみ）

改正前：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日から同日の翌日以後 2 年を経過する日を含む各事業年度（又は各暦年）まで

改正後：特定業務施設の事業供用開始日から同日の翌日以後 2 年を経過する日を含む事業年度（又は暦年）まで

② 事業主都合離職が無いことを要する期間

改正前：適用年度（又は適用年）とその適用年度（又は適用年）開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度（又は各暦年）

改正後：適用年度（又は適用年）とその適用年度（又は適用年）開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度（又は各暦年）

③ 移転型の上乗せ措置の対象となる雇用者

改正前：特定業務施設の雇用保険一般被保険者増加数

改正後：特定業務施設の雇用保険一般被保険者増加数のうち期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者増加数に達するまでの数

（※）ハローワークへ提出する雇用促進計画の様式についても、令和 6 年 4 月 1 日以降に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者は令和 6 年 4 月 1 日付けで改正された新様式を使用することになります（令和 6 年 3 月 31 日までに認定を受けた事業者については、令和 4 年度税制改正時の様式を使用してください。）。その他雇用促進計画に係る質問については、必要に応じ、その主たる事業所（法人の場合は本店又は主たる事務所、グループ通算制度の承認を受けている法人の場合はそのグループ通算制度に係る親法人の本店又は主たる事務所）の所在地を管轄するハローワークの求人部門又は都道府県労働局の職業安定部に確認してください。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填）について）

Q3-29 地域再生法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置とはどのようなものですか。

【回答】

地方自治体が特定業務施設を新設又は増設した認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税を行った場合、その減収に対して普通交付税による補填措置が講じられるものです。

移転型事業に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象税目は特定業務施設に係る事業税、特定業務施設若しくは特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設に係る不動産取得税又は固定資産税となり、拡充型事業に対する地方税の不均一課税に伴う措置の対象税目は、特定業務施設若しくは特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設に係る不動産取得税又は固定資産税となります。

Q3-30 不均一課税ではなく、課税免除を行った場合でも、減収補填措置の対象となりますか。

【回答】

平成 30 年 5 月 31 日以前は地方自治体が地方税の不均一課税を行った場合のみを減収補填措置の対象としていましたが、平成 30 年 6 月 1 日以降、移転型事業に限り、不均一課税に加え課税免除を行った場合も減収補填措置の対象となります。

（デジタル田園都市国家構想交付金を活用した地方公共団体の補助制度について）

Q3-31 デジタル田園都市国家構想交付金を活用した地方公共団体による認定事業者への補助制度とはどのようなものですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者が、地方公共団体と連携し、地域への高い波及効果又は地域課題解決に資する効果が生まれる事業を実施する場合において、地方公共団体が、当該事業に関連して、物件の改修、中古物件の取得、物件の賃借に係る補助を認定事業者に行う場合には、デジタル田園都市国家構想交付金を活用することが可能です。

本交付金は、都道府県のみが申請でき（都道府県と域内の市区町村の広域連携事業の申請も可能）、認定事業者と連携して、地域への高い波及効果又は地域課題解決に資する効果が生まれる事業であること、KPI の 1 つに、「認定事業者の県外からの転勤者又は新規の常時雇用者の合計」を設定することなどの要件を満たす必要があります。

地方公共団体が、物件の改修、中古物件の取得、物件の賃借に係る補助を行う場合、認定事業者に応分の負担を求めることとし、認定事業者に対する補助上限額は、以下のとおりです。

- ① 物件の改修、中古物件の取得は、地方公共団体の裁量で補助率を設定可能であるが、国負担の補助上限額は以下の通り。
 - ア) 移転型：認定事業者の整備費用の 7%（かつ地方公共団体負担額の範囲内）
 - イ) 拡充型：認定事業者の整備費用の 4%（かつ地方公共団体負担額の範囲内）

（注）例えば、移転型の認定事業者の物件の改修費用が 2,000 万円で、地方公共団体の補助全てが交付対象経費のケース。

 - ・ 地方公共団体が 400 万円補助する場合、国の交付額は 140 万円。
 - ・ 地方公共団体が 200 万円補助する場合、国の交付額は 100 万円。
- ② 物件の賃借に係る地方公共団体の認定事業者に対する補助率は 50% を上限とし、特定業務施設の賃借後 2 年間の経費を上限

（政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度について）

Q3-32 日本政策金融公庫による融資制度とはどのようなものですか。

【回答】

都道府県から認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って企業の地方拠点の強化に関する事業を行う事業者が、日本政策金融公庫による「地域活性化・雇用

促進資金」の借入を申し込むことができます（審査の結果、ご希望に添えない可能性があります）。

「地域活性化・雇用促進資金（地域再生法関連）」の制度概要は、以下のとおりです。

- ① 対象事業者は、地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者
- ② 資金使途は、認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
- ③ 貸付期間は、設備資金の場合は20年以内（うち据置期間2年以内）、長期運転資金の場合は7年以内（うち据置期間2年以内）
- ④ 貸付限度は、7.2億円
- ⑤ 貸付利率は、基準利率。ただし、設備資金については、2.7億円を限度として特別利率③（なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。）

Q3-33 日本政策金融公庫による融資制度の相談窓口はどこですか。

【回答】

制度の詳細・融資の御相談等の問い合わせは、日本政策金融公庫の事業資金相談ダイヤルまで御連絡下さい。

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505（平日9時～17時）